

## ＜ 特別障がい者手当 認定基準 ＞

次の認定基準①～③のいずれかに該当すると認められる場合に、特別障害者手当が認定となります。

### ◆認定基準①（ダブル）

**表1** 各号の要件のうちいずれか2つ以上を満たしていることが必要です。

**表1**

- 1 (1)視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの、  
または視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの  
(2)ゴールドマン型視野計による測定で、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和が  
それぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの  
(3)自動視野計による測定で、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が  
20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上
- 3 両上肢の機能の著しい障がいまたは両上肢の全ての指を欠くもの、もしくは両上肢  
の全ての指の機能の著しい障がい
- 4 両下肢の機能の著しい障がいまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 座っていることができないまたは立ち上がることができない程度の体幹の障がい
- 6 1～5以外で障がいの程度や長期にわたる安静が必要な病状が同程度と認められ、日常  
生活に支障がある状態（内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・肝臓）・免疫その他の病状  
の重度で、安静度生活基準表の安静度 2 度程度に該当する状態の方が対象）
- 7 1～6 と同程度と認められる精神及び知的障がい  
精神の障がいの程度は、日常生活能力判定表における判定が 10 点以上  
知的障がいはおおむね I Q20 以下（療育手帳Aの重度）

### ◆認定基準②（トリプル）

認定基準①（ダブル）の**表1**の要件1～7のうちいずれか1つを満たし、かつ、以下の**表2**の各号の要件のうちいずれか2つ以上を満たしていることが必要です。

**表2**

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のもの、  
または視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上
- 3 平衡機能の極めて著しい障がい
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声または言語機能を失ったもの
- 6 両上肢の親指と人差し指を欠くもの、もしくは両上肢の親指と人差し指の機能全廃
- 7 一上肢の機能の著しい障がいまたは一上肢の全ての指を欠くもの、もしくは一上肢の  
全ての指の機能全廃

表2 続き

- 8 一下肢の機能全廃または一下肢の大腿を 2分の1 以上で欠くもの
- 9 歩くことができない程度の体幹の障がい
- 10 1～9 以外で障がいの程度や長期にわたる安静が必要な病状が同程度と認められ、日常生活に支障がある状態
- 11 1～10 と同程度と認められる精神及び知的障がい  
精神障がいの程度は、日常生活能力判定表における判定が 8 点以上  
知的障がいはおおむね I Q35 以下（療育手帳Aで比較的軽度）

◆認定基準③（シングル）

以下に掲げる1～3のうちいずれかに該当することが必要です。

- 1 表1の要件3～5（肢体不自由）のうちいずれか1つを満たし、日常生活動作評価表における判定が10点以上
- 2 重度の内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・肝臓）や免疫障がいがあり、安静度生活基準表の安静度 1 度程度に該当する状態
- 3 重度の知的もしくは精神、発達障がいがあり、日常生活能力判定表における判定が14点以上

【日常生活動作評価表】

日常生活動作	0点	1点	2点
タオルを絞る（水きり程度）	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
とじひもを結ぶ	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
かぶりシャツを着脱する	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
ワイシャツのボタンをとめる	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
座る（正座・横座り・あぐら・ 脚なげだし姿勢の持続）	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上がる	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
片足で立つ	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない

【安静度生活基準表（抜粋）】

	1度	2度	3度
食事	寝たまま食べさせてもらう	横になる、または、物に もたれかかって食べる	食卓または食堂で食べる
排便	便器を使用		便所へ行く
面会談	行ってはいけない	安静時間以外に連続15分以内	安静時間以外に連続30分以内
歩行	行ってはいけない		室内のみ（最小限にとどめる）
清拭と入浴	入浴は行ってはいけない 清拭は医師の指示による	入浴は行ってはいけない 清拭は人にしてもらう	
洗髪	行ってはいけない	他人に行ってもらおう	
外来受診	行ってはいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ		月1回

【日常生活能力判定表】

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
排便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物や火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る （交通事故など）	守ることができる	不十分ながら 守ることができる	守ることができない